



## 特集

# 市役所がこう変わります

4月1日から市役所の組織機構が一部変わります。この改革は、新たな行政需要に柔軟に対応し、効率的な行政運営と市民サービスの向上を目指して実施するものです。

今回の特集では、この改革で市役所がどう変わるのかについて、その主な内容や各部ごとの変更点、庁舎内の配置案内、公民館のコミュニティセンター化などの紹介を通じて、分かりやすくお知らせします。

# 市役所の組織機構が変わります

●問合先 企画政策課企画2係 (☎☎2124)

ここでは、組織機構改革の内容や、これに伴う市役所庁舎内の各部署の配置などについて紹介します。

## 主な変更内容

### ◆部を再編します

- 政策経営部を『総合政策部』に改称し、企業誘致や商工振興、観光政策、情報政策を担当する部署を組み入れ、シティプロモーションを横断的に推進します。
- 現在の市民部を、『健康福祉部』と『市民生活部』に改編して組織規模を均衡化し、きめ細かな市民サービスの提供を図ります。
- 産業部と建設部を『建設農林水産部』に統合し、土木・建築などの技術の継承や災害対応の効率化を図ります。

### ◆ファシリティマネジメントを推進します

- 公共施設の老朽化や財政状況などを踏まえ、施設の複合化、集約化、転用、廃止など公共施設の適正化を推進する『公共施設マネジメント室』を企画政策課内に新設します。
- これまで市長部局、教育委員会がそれぞれに所管してきた公共施設の営繕業務を一括して管理する『施設営繕課』を建設農林水産部内に新設して、ファシリティマネジメントの全庁的な連携による推進体制の強化を図ります。

### ◆地区・町公民館をコミュニティセンター化し、地域支援体制を強化します

- 4月から、地区・町公民館をコミュニティセンター化することに伴い、所管する部署を教育委員会から市長部局である『市民生活部（まちづくり課）』へ移管し、コミュニティセンターを核とした地域支援体制の強化を図ります。

## 部ごとの変更内容

### 総務部

- ① 防災危機管理課安全安心係の新設  
総務課行政係が所管する業務のうち、交通安全、防犯に関する業務を防災危機管理課に移設し、同課内に安全安心係を新設してこれを所管します。
- ② 税務課債権管理係の新設  
私債権の徴収強化を目的に、税務課内に債権管理係を新設します。

## 総合政策部

- ① 企画政策課内に公共施設マネジメント室を新設
- ② 情報広報課を情報政策課に改称  
課名を改称するとともに、係名を以下のとおり改称します。  
広報係をシティプロモーション推進室へ、情報推進係を情報政策係へ、市民サービス係を情報公開・統計係へ、電算システム係を情報システム係へそれぞれ改称します。
- ③ 企業誘致・商工振興課就活支援室の改称  
伊万里暮らし応援課から移住定住に係る業務を企業誘致・商工振興課へ移設し、就活支援室の名称を就活・移住支援係に改称してこれを所管します。

## 市民生活部

- ① まちづくり課の機能強化  
まちづくり課で新たにコミュニティセンターを所管するとともに、情報広報課から市民相談業務、消費生活センターを移設して、市民相談業務は同課内に市民相談室を新設して所管します。また、国際交流係を多文化共生係に改称します。

## 建設農林水産部

- ① 土木管理課の廃止  
土木管理課の公園・空き家対策係に係る業務を都市政策課に、管理係を道路河川課に移設して管理係の名称を土木管理係に改称します。これに伴い、土木管理課は廃止します。
- ② 都市政策課建築住宅係の改称  
土木管理課の公園・空き家対策係に係る業務のうち、公園に係る業務は都市政策課都市計画係に、空き家対策に係る業務は同課建築住宅係に移設し、係名を住宅・空家対策係に改称します。また、併せて空き家バンクに係る業務も所管します。
- ③ 施設営繕課の新設  
公共建築物の営繕業務を所管する部署として、施設営繕課を新設し、公共施設係、教育施設係の2係体制とします。

## 上下水道部

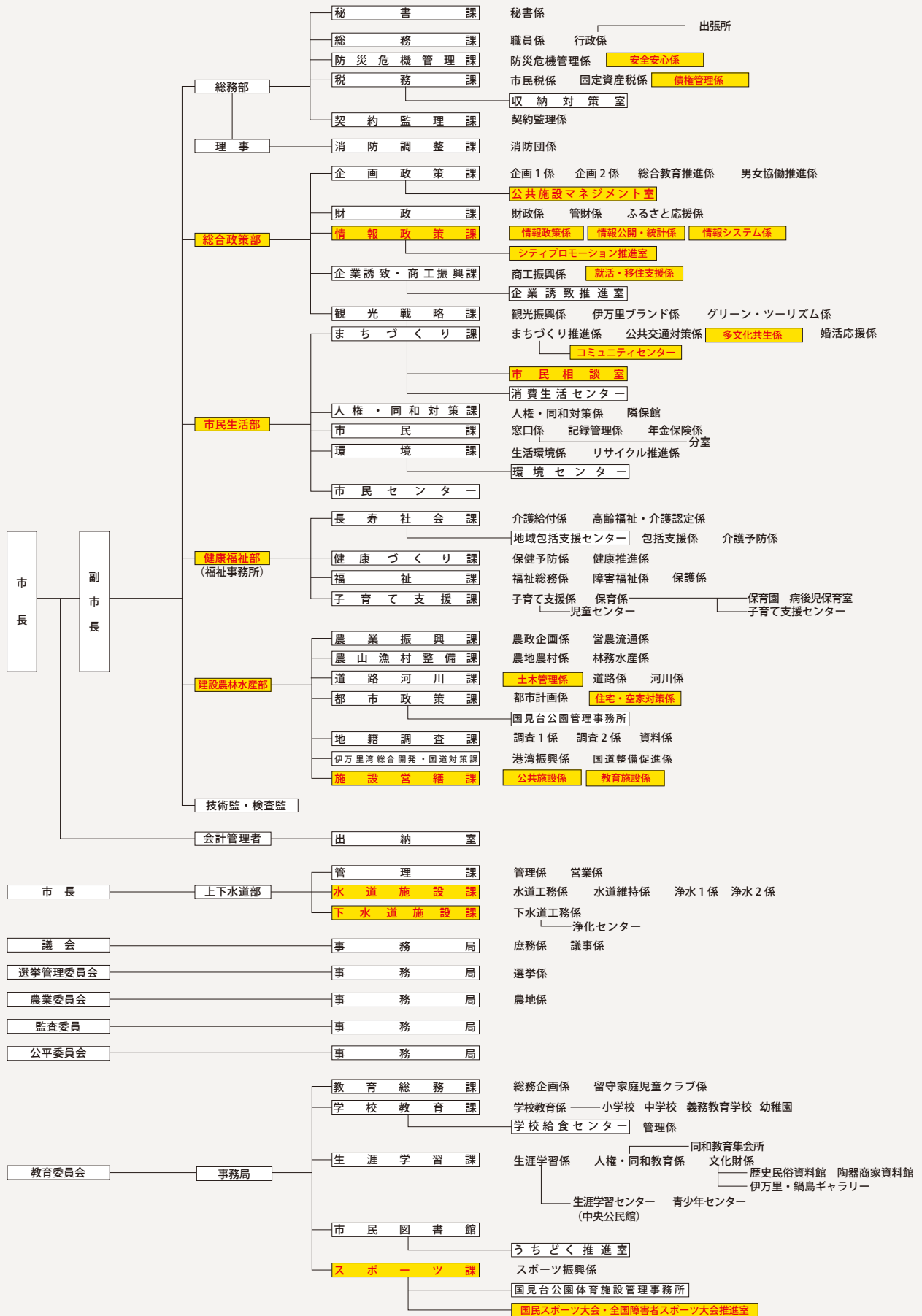
- ① 管理課下水道庶務係の廃止  
上下水道事業の統合に伴う事務の合理化の効果として、下水道庶務係を廃止します。
- ② 水道施設課と下水道施設課の新設  
工務課の業務のうち、上水に係る業務は水道施設課で、下水に係る業務は下水道施設課で所管し、浄水場管理事務所は水道施設課で、浄化センターは下水道施設課でそれぞれ所管します。  
なお、現工務課の水道施設係、下水道施設係は廃止します。

## 教育委員会

- ① 教育施設課の廃止  
施設営繕課の新設に伴い教育施設課の業務を施設営繕課教育施設係に移設します。
- ② 体育保健課の改称  
体育保健課の業務のうち、学校給食センターに係る業務を学校教育課に移設し、体育保健課の名称をスポーツ課に改称します。
- ③ 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進室の新設  
令和5年度に佐賀県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けてスポーツ課内に国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進室を新設します。

# 新しい機構のご案内

※                      は新設または名称変更などのあった部署



# 庁舎ご案内



# 13 地区・町公民館が コミュニティセンターに変わります

●問合せ まちづくり課まちづくり推進係 (☎☎☎2114)

4月1日から、市内13地区・町公民館はコミュニティセンターに変わります。

各地区・町においては、まちづくり運営協議会を主体に生涯学習活動はもとより多様化する住民ニーズに対応するため、防災や高齢者福祉、観光などのさまざまなコミュニティ活動が行われています。

コミュニティセンターには、人口減少や少子高齢化などの進行を見据え、今後『住み慣れた地域で将来にわたって元気に安心して暮らせるまち』を目指して住民主導の自主・自立的な活動ができるよう、より利活用しやすくするための機能や役割が加わることとなります。

## 地域づくりの背景

### ◆伊万里市

第6次総合計画の将来都市像『人がいきいきと活躍する幸せ実感のまち』の実現に向けて、人口減少や少子高齢化の進捗に伴う医療・介護や公共施設の維持更新などの行政需要の増大、多様化を見据え、幅広く市民と議論を深め、真に必要な次代への投資先を見極めながら、市民との協働による持続可能な行政運営が求められています。

### ◆地域（地区・町）

各地区・町においては、人口減少、少子高齢化や価値観の多様化などに伴う地域需要の変化に対して、自助・互助・共助・公助の考えの中、各種団体による『まちづくり運営協議会』において平成19年度から地域の活力や活性化につながるまちづくり（地域の元気推進事業）が推進されてきました。今日、地域色を生かした取り組みや地域交通の運営などに取り組みられていますが、今後さらに多様化、深刻化する地域課題に対応できるよう、『人材』と『組織』による活動と、『拠点』づくりをうまくかみ合わせながら、継続・発展させることが求められています。

### 〈人口減少や少子高齢化が進むことで想定される地域の困りごと〉

- 近くに商店やガソリンスタンドなどがなくなり、車を運転できないと外出・買い物が不便
- 道路清掃など住民自治活動の維持が困難
- 若者や女性の担い手不足で地域づくり活動がマンネリ化
- 若者の定住やU・I・Jターンが進まない
- 域外からの地域活動支援も継続しない など

## 地域づくりの取り組みの方向性

### ◆将来の姿

住み慣れた地域で将来にわたって元気に安心して暮らせるまち

### ◆方向性

住民創意の自発的・持続的な取り組みの拡充

### ◆視点

- 日常生活上、必要不可欠な生活サービスの維持  
買い物代行、高齢者見守り、配食 など
- コミュニティ活動の維持  
防犯、防災、道路・水路清掃などの活動、伝統行事の継承 など
- 地域事情に即した交通体系のあり方検討

- 特色を生かした取り組み（収入源の確保、交流人口拡大など）  
農産品販売、特産品づくり・販売、農家民泊、自然体験、各種イベント、自然エネルギーの活用、行政からの業務委託など
- 活動の拠点づくり（コミュニティセンターを中心拠点にしつつも、活動に合わせて遊休施設・土地を活用）
- 民間企業を主体とした地域づくり活動の検討

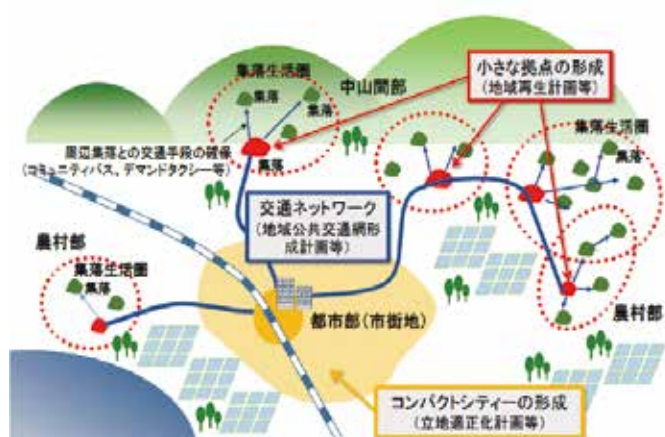
## 地域づくりの将来の姿（理想）

住み慣れた地域で、安心して暮らしていくうえで必要な生活サービスを受けられる環境を維持していくため、地域住民が、自治体や事業者、各種団体と協力・役割分担をしながら、各種生活支援機能を集約・確保したり、地域の資源を活用して仕事・収入を確保したりする取り組みを考えています。



### 伊万里市全体のイメージ

拡大すると…



商店や金融機関などの日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を、歩いて動ける範囲に集約・確保し、周辺集落とコミュニティバスなどの交通ネットワークで結ぶことで、人々が集い、交流する機会が広がる地域の再生を目指します。

コミュニティセンターは、

**地域の中心 = 『小さな拠点』**

として位置付けています。

## コミュニティセンターになったらどうなる？

### ◆変わること

- 施設の名称  
名称が『○○○コミュニティセンター』になります。  
例) 伊万里公民館→伊万里コミュニティセンター
- 施設の利活用  
これまでの利用に加え、民間企業などが地域づくりを目的として利用することが可能になります。  
▷ 地域産品などの有償提供や移動販売の拠点として利用  
▷ 介護予防・日常生活支援総合事業などに活用(介護予防クラブ活動やコミュニティカフェなど)  
▷ 地域の発展につながる有料イベントの開催など
- 施設使用料が減免になる団体の追加  
社会教育関係団体および社会福祉団体に加え、市が認める市民活動団体が追加されました。

### ◆変わらないこと

- 生涯学習(社会教育)事業  
サークルや講座など、これまで各公民館で実施してきた生涯学習事業は、これまでと同様に実施していきます。
- 出張所・分室機能  
これからも引き続き存続します。  
▷ 戸籍および除籍の記録事項証明、除籍謄本および抄本、住民票の写しなどの諸証明の交付の取り次ぎに関する事  
▷ 税に関する証明書の交付の取り次ぎに関する事など
- 使用料、使用方法  
これまでと変更はありません。また、これまで使用料が減免されている団体などは、原則としてこれまでと同じ扱いとなります。